

平成30年度 須賀川市議会委員会行政調査報告書

須賀川市議会

委員会	期間	調査内容	調査地	資料 ページ	
常任委員会	総務	行政評価の取組について	兵庫県丹波市	1～12	
		庁舎のセキュリティ対策について	滋賀県長浜市	13～22	
	建設水道	平成30年10月17日～19日 (3日間)	「フローラルガーデンよさみ」の指定管理者による公園管理について	愛知県刈谷市	23～31
			空き家等の適正管理について	三重県名張市	32～38
	生活産業	平成30年11月19日～21日 (3日間)	地産地消の取組について	長野県佐久市	39～47
			中心市街地活性化について	新潟県十日町市	48～56
	教育福祉	平成30年10月22日～24日 (3日間)	介護予防・日常生活支援総合事業について	兵庫県豊岡市	57～68
			地域包括ケアシステムの構築について	広島県尾道市 (公立みつぎ総合病院)	69～78
	議会広報	平成30年10月2日～3日 (2日間)	議会広報について	山形県川西町	79～89
			市議会FM放送について	秋田県横手市	90～99
議会運営委員会	平成30年11月8日～9日 (2日間)	災害時における議会の対応について	岩手県大船渡市	100～111	

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成 30 年 10 月 10 日～12 日	調査先	兵庫県丹波市 滋賀県長浜市
参加者	委員長 大越 彰 副委員長 大寺正晃 委員 広瀬吉彦 丸本由美子 鈴木正勝 高橋秀勝 理事者 田家幹郎（行政管理課新庁舎整備室長） 随行 松谷光晃（事務局）				

調査事項： 行政評価の取組について

【丹波市の基本情報】

- (1)市制施行 平成 16 年 11 月 1 日 (2)面 積 493. 21 k m²
 ※6 町の合併により誕生
 (3)人 口 64, 833 人 (H30. 9. 30 現在) (4)世 帯 数 25, 737 世帯 (H30. 9. 30 現在)

1 丹波市の概要

丹波市は、平成 16 年 11 月 1 日に 6 町が合併し誕生した市であり、兵庫県の中央東部に位置しており、山々によって形作られた中山間地域の都市である。農業が大きな基幹産業であり、丹波栗、丹波大納言小豆、丹波黒大豆を「丹波三宝」と銘打って、市内外に売り出しを行っている。また、平成 18 年に恐竜の化石が発掘され、公園の整備や化石工場の整備など、丹波市を売り出す一つの目玉として活用が図られているところである。

市の木であるもみじの名所としても知られており、紅葉時には市内外から景色を楽しむ観光客が多いとのことであり、また、基幹産業である農業の担い手支援のため、2019 年 4 月には栽培技術や経営について学び、実践できる研修施設として「丹波市立農の学校」の開設が決定している。



【視察時の様子：委員長挨拶】

2 丹波市の行政評価の特徴

- 3つの主体により評価を実施
- ・「市職員による評価」（市執行部による評価）
 - ・「外部委員による評価」（市民目線による評価）
 - ・「議会による評価」（予算議決権を有する議会としての評価）

3 丹波市行政評価・外部評価（執行部側の評価の取組） 【丹波市行政経営課】

(1)執行部側の評価スケジュール

○5 月下旬～6 月上旬・・・担当部署において、出納閉鎖に合わせて事務事業評価シート、施策評価シートを作成。

また、5 月下旬には、行政評価の理解を深め、改善改革の意識付けを目的として職員研修会を実施。（年度により役職を分けて、内容も役職に合わせて実施）

○6 月上旬～下旬・・・各評価シートの点検実施。

- 7月下旬～8月下旬・・・市民及び議会による外部評価が行われる時期であり、各外部評価による指摘事項に基づき、各評価シートの修正・確定作業を実施。
(文字修正、数字の記載誤り、評価内容に関する指摘による修正等)
- 9月中旬・・・・・・・・・・確定した各評価シートを議会へ提出し、決算の参考資料等として使用。また、市ホームページにおいて公表を行う。
さらに、次年度の予算要求時期であるため、評価に基づく要求を実施。(評価を次年度予算に結び付けていく流れとしている。)
- 3月中旬・・・・・・・・・・人事異動を想定し、現担当において翌年度向けの各評価シートを作成。(決算を見込んでおおよその内容で作成)

(2) 行政評価外部評価

ア 経緯と趣旨

丹波市においては、平成17年11月に行政改革大綱を作成、平成22年11月に第2次の大綱を策定し、行政改革及び行政評価の推進を図るとともに、市内部において検証及び評価を行ってきた。

そうした中で、評価の客観性及び透明性を確保し、行政施策の改善、見直し等に役立てるため外部評価委員による外部評価委員会を設置し、外部評価を実施してきたもの。

評価結果については、「予算編成との連動」、「効率的な施策の展開」、「適切な行政サービスの提供」に活用を図ることとしている。

イ 実施方法

(ア) 実施目的と評価の視点 (ポイント)

【目的】

- ・評価の客観性を確保
- ・事務事業や施策の今後の見直しに活用
- ・行政改革アクションプランの検証に活用

【目的達成のための確認ポイント】

- ・事務事業に対して行った評価の視点や考え方が妥当か
- ・検証結果を踏まえた今後の方向性は妥当か
- ・対象事務事業に関する幅広い視点からの意見・提案

(イ) 進行方法

- ・4回の委員会を開催し評価を実施。(評価は第2回、第3回の委員会で実施)
- ・1日概ね5事業とし、1事業当たり1時間で評価を実施。(評価の実質的な時間は5時間/日だが、休憩を入れるため終日となる。2日間実施)

1日の時間割	
9:30～10:30	概ね5事業 を評価
10:45～11:45	
13:30～14:30	
14:45～15:45	
16:00～17:00	

1事業当たりの時間配分	
1 事業説明	20分
2 質疑・議論	30分
3 まとめ	10分
合計	60分

(ウ) 運営支援

委員会運営については、(株)日本能率協会総合研究所の支援を受けている。
(支援内容：委員会企画、委員研修、委員会資料作成、委員会運営、議事まとめ、報告書作成)

(エ) 会議報告

評価終了後、実績報告書を作成のうえ市長に提出。

ウ 対象事業の選定

現在の外部評価は第3次行政改革プランが策定された平成28年度から実施しており、当時の段階で全事務事業から40事業を抽出(4年で40事業の想定)し、毎年度10事業程度を実施している。(平成30年度は、平成31年度組織機構変更に影響が想定される事業や予算との連動、施策の目的達成に影響が大きい事業として委員会で11事業を決定)

エ 外部委員

第3次行政改革プラン策定委員会の委員や策定委員会へ委員を選出した団体が推薦する人の中から選出(6名で構成)

オ スケジュール

- 7/4 (水) 第1回外部評価委員会(対象事業決定、新任委員の研修会)
- 7/6 (金) 対象事業の決定を担当課へ連絡
- 7/13 (金) 第2回外部評価委員会(評価実施)
- 7/18 (水) 第3回外部評価委員会(評価実施)
- 8/3 (金) 第4回外部評価委員会(まとめ)
- ↓ 委員と内容を調整
- 8/29 (水) 外部評価結果報告書の提出
- 9/3 (月) 経営会議で評価結果を報告
- 9/18 (火) 結果報告書を市ホームページで公表



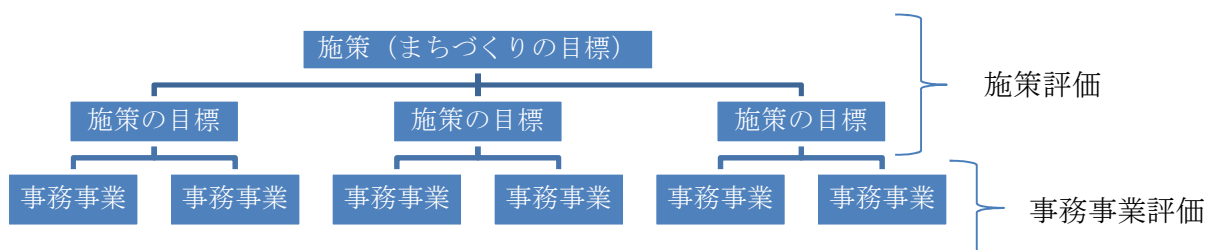
【視察時の様子：全体】

※次年度予算要求時期となるため、可能なものは反映を行う。

⇒評価結果に基づき、廃止した事業や機能の統合集約を行っている事業などもあり、委員からは人を増やすべきとの意見や成果・活動指標の設定自体に対する意見等、様々な指摘や助言などがある。

(3) 総合計画体系図と各評価シート

ア 丹波市の総合計画体系イメージ



イ 評価シート

「施策評価シート」と「事務事業評価シート」の2種類を作成しており、出来るだけ簡単で見易いことを意識した様式としている。また、総合計画実施計画と関連するため、数字や内容で重複部分は連動するようにしている。

4 議会による外部評価 【丹波市議会事務局】

(1) 導入までの経過

市執行部側では平成18年度に試行的に行政評価が始まり、平成19年度には本格実施となり、平成21年度には外部評価委員会による外部評価が導入された。

こうした中で、平成22年度に議会運営委員会において、行政評価を決算・予算審査にどの様に活用していくかについて調査・研究を実施することとなり、行政視察や議員研修会を経て平成23年度(中身は平成22年度決算)から議会外部評価を導入することとなった。

(2) 行政評価の意義(一般的)

評価が行政活動に組み込まれることにより、PDCAサイクルが形成され、不要不急の事務事業の縮減・廃止、事務事業の実施方法の改善が進むことで、総合計画の目標達成に向けた重要かつ緊急性の高い事務事業への財源シフトが期待できる。

【参考：丹波市外部評価委員会委員長のことば⇒議会による評価の意義】

予算調整権を有する市長に対して、議会は予算議決権を有する。予算に係る「調整権」と「議決権」という拮抗関係において行われる評価であるがゆえに、議会による評価から提示された改善提案に対しては、市長側に十分な説明責任が求められることになる。

(3) 議会基本条例における位置づけ

市議会における行政評価の位置づけは、基本条例第12条及び第13条に明記されており、その要旨は次のとおりである。

- ・第12条第2項⇒議会は、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努める。
- ・第13条⇒議会は、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(4) 議会外部評価の留意点

ア 目的

- ・総合計画の政策実現のために、施策・事務事業が効果的に実施されているかチェック
- ・議会の政策立案のために活用

イ 留意事項

- ・決算額に主眼を置くのではなく事業の方向性や考え方を評価
- ・決算額のチェックは決算審査で行う

ウ 評価の視点

- ・事業の妥当性(自治体関与の必要性、施策目的との繋がり、手段の妥当性)
- ・事業の効率性(業務改善や民間委託で成果を落とさずにコスト削減は可能か)
- ・事業の有効性(成果向上の余地、同一目的の事務事業の有無)

(5)開催方法

ア 評価シート説明会の開催（各常任委員会の開催）

⇒1 施策 60 分、1 事業 30 分を目安に時間配分（1 日で実施する）

イ 説明は評価シートにより行い、参考資料の提出は無し（※基本は評価シートのみ）

⇒部長、施策・事務事業関係課長が説明

ウ 説明会後の質疑の取り扱い

⇒簡易的な内容はその都度回答し、資料等が必要な場合は資料請求

(6)評価スケジュール

○5 月下旬 議会運営委員会の開催（評価方法、事業選定方法、今後の進め方の検討）

○6 月会期中 各常任委員会での評価説明事業の抽出（施策、事務事業項目一覧より）

○6 月中 対象の評価シートの配付

○7 月中旬～下旬 各常任委員会での評価シート説明会の開催（当局から説明、委員質疑）

○7 月下旬～8 月上旬 個々の議員による評価

○8 月上旬～下旬 各常任委員会での評価まとめ

○8 月下旬 議会運営委員会の開催（今後の日程の決定）

○9 月下旬 議会総会（外部評価、提言書案の報告⇒質疑、修正等、決定）

本会議での提言書の決議（各常任委員長から報告、決議）

市長へ提言書を提出

(7)これまでの実績

平成 23 年度の実施から平成 29 年度までで、12 施策、50 事務事業について提言を実施。

平成 26 年度の議会からの提言により、情報公開・個人情報保護事業に係る開示手数料

（1 件 200 円）を廃止した事例がある。（※当局側においても手数料の対応が煩雑であったこともあり、議会及び当局側の双方の考え方が結び付いた結果）

(8)丹波市議会における評価の特徴

ア 絞り込み

⇒総花的評価とならずより具体的な評価となるよう施策・事務事業を絞り込む

⇒重点施策及び事務事業の成果を聴取

イ 掘り下げた質疑

⇒説明を受ける施策・事務事業の理解を深めるため突っ込んだ質疑

ウ 簡素化

⇒評価視点を簡素化し分かり易い提言につなげる

(9)丹波市議会における課題と成果

ア 課題

⇒提言書の進行管理のチェックをどのようにしていくかが課題として見えてきた所

イ 成果

- ⇒新たな課題や問題点に気づくことができた
- ⇒決算審査・予算審議の際に議会外部評価を意識
- ⇒議会のチェック機能を高めるための一つの契機
- ⇒提言内容が、実現可能なものから予算編成や施策に反映されつつある



【視察時の様子：左が須賀川市総務常任委員、右が対応いただいた丹波市様】

質疑応答

(丸本由美子委員)

Q：当局側の外部評価と議会外部評価において、対象事業の抽出は重複しないように配慮しているか。

A：議会側で対象事業を抽出する段階で、当局側の外部評価の情報が入っており、出来る限り多くの事業を評価するため、基本的には重複しないように配慮している。ただ、議会側でどうしてもという事業があれば重複も可としている。

Q：基本的に対象事業は重複しないのであろうが、市民の評価と議会の評価が異なるような場合の当局としての捉え方（評価に対する対応）はどうされているか。

A：まず議会側の評価は、評価の段階で市民の評価結果を聞くことはないため、切り離して議会側の考えで評価をすることとしている。基本的には同じ年度で重複することはないが、数年前に市民が評価したものを議会が改めて評価することがあり、その際も過去にとらわれずに評価している。

A：当局側の対応としては、過去に出産時のお祝い事業で縮小に向けた評価がある一方で、議会側では十分な効果があるとして続けてはどうかとの評価があった事例があった。当局としては、それぞれの評価を聞きながら、また、説明をしながら事業を進めており、優先度合を考えながら有効な財源に振り替えるようなことがあった。

(鈴木正勝委員)

Q：議会側の評価にあたり評価シートはどのような形式のもので実施されているのか。

A：当初は当局から全ての評価シートを提出してもらっていたが、資料が多く紙も無駄になるため、現在は事業名・施策名の一覧表だけをもらい、抽出した対象事業のみの評価シートを出してもらい説明を聞いて質疑応答を行うこととしている。そこで足りない部分があれば資料を提出してもらおう場合もある。（最初は抽出件数が多すぎて消化不良となっていたため、現在は2、3項目に絞って実施している。）

Q：評価はA～Dの4段階となっているが、その基準は。

A：Aは適切、十分できているといった評価で75%以上を目安としている。Bは概ね適切、概ね十分ということで50%以上、Cは50%未満でやや不適切、やや不十分、Dは数字としては不明瞭、不適切といった評価としている。

Q：行政評価は評価結果をいかに次年度の予算に反映させるかがねらいと思うが、評価した報告が市長に挙げられ、その後、当局ではどのように取り扱われるのか。

A：市からの回答は文書で来ることになるが、予算に直ぐに反映されるものではない。議会の外部評価のねらいは数字の上げ下げではなく、事業が市としてやっていくべきか否かを考えていくものと考えている。最近思うことは決算とのすみ分けが難しいと感じており、決算でも十分にやり取りをするため、評価については提言的な発言をしたいと考えている。

Q：予算編成においては、施策の枠配分方式など様々なやり方があると思うが、御市ではどのような手法で編成しているのか。

A：評価を仕組みとして次の予算に反映していくべきではあるが、事務量も相当になるため、各課において現実的にきちっと反映されているとは言い難い。ただPDCAサイクルとして回していく視点はだいぶ浸透していると思っている。予算編成は、評価の中で枠配分ということはないが、個々の評価をしたうえで戦略的事業のヒアリングや、全体的なシーリング等、予算は予算で縛りをかけながら編成している。

(大寺正晃委員)

Q：PDCAのうちCのチェックについては、評価のために数値化していると思うが、3つの主体による評価は同じ数値を使っているか、また、数値化する手法について異を唱えたり、外部からおかしいといった意見等はないか。

A：数値については、いずれの評価主体も同じ評価シートを使用しているため、同じである。

また、手法についての異論等であるが、計画期間内としては目標値が高すぎると思われる事業があり、その旨を提言した事例があり、評価の数値についてもチェックは行っている。

Q：外部評価のスケジュールで第4回のまとめから報告書の提出まで1か月程度の期間があるが、何らかの作業を行っているのか。

A：報告書内容の確定作業のため、この期間で外部評価委員と調整を行っており、評価の確定や文言の修正等を行い報告書を作成している。

(広瀬吉彦委員)

Q：外部評価の中で日本能率協会総合研究所の支援を受けているが、当局側で実施している研修会の講師も研究所職員が行っているのか。

A：講師についてもお願いしており、内容やターゲットについてはお互いに検討し、それに見合った研修を行うこととしている。今年度はただ座っているだけではなく、グループワークにより実際に評価を行うようなやり方を実施したところ。

Q：研究所に対する費用はどの位かかっているか。

A：業務の内容によって費用が異なり、現在の事業者は、これまで行政改革プランや実施計画（アクションプラン）、行政評価シートや評価のスタイルも一緒に作ってきた経過がある。

ただ、今は委託業務の内容を見直し、市でできるものは市でやる方向で縮小しており、今年度は290万円程の委託料である。（研修や外部評価の支援、行政改革全般にわたってのアドバイス等ももらっている。）

Q：市長の政策的 content と行政改革プランとの取り扱い（バランス）はどのようにしているか。
A：総合計画の期間と市長の任期がずれるため、市長の政策が打ち出せていない部分はあるが、現在ある6つの施策のどこかには当てはめて評価しており、また、議会にも見てもらっている。まちづくりの目標の中のどこかにはリンクして位置づけされている。

（高橋秀勝委員）

Q：先ほど行政側の評価が低すぎるのではないかといった意見もあるとの説明があったが、どういった方から意見があったのか。また、外部評価委員と議員との接点などはあるのか。

さらに、議会からの提言に対し市長からは回答書が提出されているが、外部評価委員の評価に対する対応としてはどのようにされているか。

A：1点目については外部評価委員、市民の方から出てきた意見であり、事業の説明や質疑応答を行っていた中で、評価が低すぎるのではないかとの意見を頂きBからAに修正した事例がある。2点目の接点については特になし。

3点目については、外部評価委員に市から回答することはない。経営会議の中で外部評価の報告を行い、該当する部においては持ち帰って実施中の事業や翌年度の予算などへの検討材料として活用を図ることとしている。

Q：議会議員の見る目と市民の見る目では同じものを対象としても違った観点で捉える場合があると考えるが、そういった場合に議会としての評価の対応はどのようにされているのか。

A：市民の外部評価には影響されずに議会は議会の目で評価を行うこととしており、市民の評価は切り離して評価を行っている。

（大越 彰委員長）

Q：評価シートが見易いと感じるが、能率協会から提供されたものを使用しているのか。

A：提示は受けたがそのままではなくかなり修正等を加えて作成したものである。

平成28年度施策・事務事業評価から使用しているが、平成27年度中に作成したものであり、第3次行政改革プランの策定と並行して見直しを行ったもの。他市の事例も参考にしながら時間をかけて作成したものであり、作業効率を良くするため総合計画の実施計画と連動するものとし、また入力項目を減らして簡素化することとした。

Q：評価の全体的なスケジュールとして、7、8月が相当のボリュームがあるが、当局、議会、外部の調整は問題ないか。

A：当局としては3月の段階で概算による評価を作成し、5月、6月で決算値に置き換えてシートを完成させている。市民の外部評価は7月に評価を完了し、議会は8月に評価を行うため、評価の時期が重複することはないよううまく調整はされていると思っている。

Q：議会の評価では、各委員会で3点ほど対象事業を抽出し委員会で評価をまとめることになると思うが、その流れを再度確認したい。

A：評価は委員会単位でまとめるが、それを議員総会で3常任委員会から報告を行ったうえ、質疑応答、場合によっては修正を行い確定することになる。最終的には全員が納得した内容を本会議で決議する流れである。

【各委員の所感】

(大越 彰委員長)

丹波市は兵庫県中央東部に位置する中山間地域で、丹波栗、黒大豆、大納言小豆の特産地である。また、丹波竜の化石が発見された地域でもある。

丹波市の行政評価は当局のみならず、市民などによる外部評価と議会による外部評価が行われている。当局による行政評価は6月上旬には作業が確定し、6月中に点検が実施され、その後外部評価への対応となる。また、4月に人事異動があるため3月中旬には作業が始まる。

施策評価シートと事務事業評価シートは連動されており、詳しく分かりやすいシートになっている。本市においても当局の行政評価スケジュールの前倒しと、もっと分かりやすいシートに改善することが、まず必要ではないかと感じた。

市民などの外部評価委員による外部評価は、行政評価と予算編成との連動と効率的な施策の展開、より適切な行政サービスの提供に活用していくことを目的に事業を選定し、事務事業評価のみ行っている。7月に2日間実施し、その後取りまとめし8月中に評価結果報告書を提出している。評価においても市民目線での意見や指摘は、今後事業を行う上で改善していく大きな要素になることは間違いないと思う。

議会による外部評価は施策評価と事務事業評価を行っている。目的は施策、事務事業が効率的に実施されているかと議会の政策立案のための活用である。視点は事業の妥当性、効率性、有効性である。スケジュールは6月に常任委員会で評価事業抽出、評価シートの配布、7月に当局から各常任委員会へ説明、その後個々の議員が評価を行い(1週間程度)、8月に各常任委員会での評価、提言内容集約、9月に議員総会で報告、本会議で決議し市長へ提言書提出となっている。今まで議会での評価により廃止、統合、見直しになった事業もあり、一定の成果があり効果は大きいと感じた。また、議会からの提言に対し市から回答があり、今後の取り組みや改善策が示されている。

成果として①新たな課題や問題点に「気づく」こと。②決算審査や予算審議での意識。③議会のチェック機能を高める。④提言による予算編成や施策に反映。が挙げられ、課題は提言の進行管理が挙げられる。

外部評価委員による外部評価も議会による外部評価も一定の効果があり必要性を感じた。いずれも実施にあたっては当局とのスケジュール調整や評価の仕方、視点を明確にし、何のために行うのかを十分議論し、特に議会の評価は全議員の理解の上、今後本市においても前向きに検討すべきであると思う。

(大寺正晃委員)

丹波市は、平成18年度に行政評価を試行し、翌19年度から本格実施した。平成21年度からは外部評価委員による外部評価を導入。

3つの主体による行政評価

1. 市職員による評価
2. 外部委員による評価
3. 議会による評価

丹波市議会外部評価の取組

- ・決算額に主眼を置くのではなく、事業の方向性や考え方を評価し、決算額のチェックは決算審査で行う

- ・事業の「妥当性」「効率性」「有効性」に留意する
- ・評価シート説明会（委員会）を開催し、1 施策 60 分、1 事業 30 分を目安に開催
- ・平成 23 年度から平成 29 年度までに 12 施策、50 事務事業について提言に結び付けた

平成 29 年度議会外部評価の流れ 10 ステップ（5 月末から 9 月末まで）

1. 議会運営委員会開催 2. 常任委員会で事業抽出 3. 事務事業評価シート配布 4. 評価対象事業説明会 5. 個々の議員評価 6. 常任委員会での評価 7. 議会運営委員会 8. 議員総会 9. 本会議で提言書決議 10. 市長へ提言書提出

丹波市外部評価委員会委員長のことば

「予算調整権を有する市長に対して、議会は予算決議権を有する。予算に係る「調整権」と「議決権」という拮抗関係において行われる評価であるがゆえに、議会による評価から提示された改善提案に対しては、市長側に十分な説明責任が求められることになる。」

本市においても、外部委員による評価や、議会主導による評価として、施策や事務事業の中から評価対象を絞り込み突っ込んだ質疑ができないのか、更に調査、研究の必要性を感じた。委員長のことばを肝に銘じて、新しい評価手法の導入への提言につなげていきたい。

(広瀬吉彦委員)

丹波市においては、当局の評価スケジュールの中で、年度初めに講師を招いて行政評価についての職員研修会を行っており、評価判断基準にばらつきができないように取り組むには良いことであると感じた。

また、施策・事務事業に対する議会の提言書、そしてそれに対する回答書は評価をする上で議会と当局の考えが反映され、次の施策に引き継いでいくものになると思われた。

議員は、市民の代弁者であり、また議員としての政策を提言していかなければならない使命があるので、日頃からしっかりと地に足をつけた議員活動に裏打ちされた見識が必要になる事も自覚をし、様々な情報に精通しなければと強く感じた所である。

(丸本由美子委員)

今回の調査では、須賀川市がまだ取り組んでいない「議会による評価と外部による評価」であったことから、丹波市から提示・説明された資料を理解することが即座にできず、質疑応答の中で深めることができる研修となった。

また、説明に同席頂いた林議会運営委員長が、議会評価への取り組みの際に尽力された方であったことから、議会評価の開催方法・スケジュール・実施内容など大変詳しく質疑にもお応えいただき理解がより深まることとなった。

特に関心を持ったのは、議会における評価対象事業の選定方法（各常任委員会での抽出）、常任委員会での評価対象事業の説明会に開催、個々の議員の取り組み、常任委員会での評価を経て、議員総会で提言書をまとめて市長へ提出する流れであった。

今回の研修における、今後の須賀川市議会としての検討が必要であると感じたことは、まず議会での評価への取り組みの必要性・目的について議論する事ではないかということ。丹波市議会外部評価の視点が「事業の妥当性・事業の効率性・事業の有効性」が示しているように、市の総合計画に沿った施策・事務事業について、客観的にチェックしていくために、議会・議

員の取り組む姿勢が問われてくることになり、さらなる委員会活動への取り組みにつながっていくと思われる。

丹波市における行政評価の方法やスケジュールなどについて、現在の須賀川市における行政評価との比較も、議員として研究していく必要性を感じた。

(鈴木正勝委員)

丹波市の行政評価は、当局による評価、議会による評価、外部委員による外部評価を実施していることから、それぞれの評価の手法と次年度予算への反映状況を調査する上で大変参考となる研修であった。

当局による評価のスケジュールは、5月下旬から6月上旬に事務事業評価シート、施策評価シートの確定作業を行い、6月上旬から下旬に各評価シートの点検を実施すると共に、7月下旬から8月上旬に議会による評価、外部評価の指摘事項への対応を図り、評価シートの修正・確定作業を実施している。また、事務事業評価シート、施策評価シートの公表は、9月中旬に議会に提出すると共に市ホームページで公表している。さらに、5月下旬には、行政評価職員研修会を実施している。

議会による評価では、平成22年度に[丹波市議会外部評価]の導入に向けた取り組みをスタートし、議会運営委員会が主体的に調査・研究を行い、行政視察や議員研修会を実施している。また、平成23年9月29日に制定した「丹波市議会基本条例」で政策の形成過程の説明を求めるとして位置づけを明確にしている。

外部委員による外部評価では、平成21年度から平成25年度まで5年間にわたり外部評価委員会を設置してきたが、平成26年8月に丹波市豪雨災害により2年間の未実施となったが平成28年度より実施し3年目となっている。

特に、議会による評価では、個々の議員が評価を行い、常任委員会ごとに委員間の意見交換による課題、問題点の共有化を図り提言内容を集約し、本会議で提言書の議決を行い、9月に市長に提言書を提出、11月に提言書に対する市の考え方（回答）を受けている。

また、外部委員による外部評価では、評価終了後8月末に外部評価結果報告書を市長に提出し、9月初旬に経営会議で外部評価結果が報告され、9月中旬に外部評価結果報告書を市のホームページで公表しているとのことであった。

今後、須賀川市における行政評価では、①評価する施策・事業の選定方法、②個々の議員の評価方法、③常任委員会での提言内容の取りまとめ方法、④外部委員による外部評価制度の導入など、これらの先進事例を参考に、それぞれの評価結果を次年度予算へ反映するステップを市民に分かりやすく「見える化」する調査・研究を進めていく必要性を強く感じた。

(高橋秀勝委員)

丹波市における行政評価は、従前の予算重視の行政運営から、結果・成果を重視した行政運営が求められる時代となったため、それを示すために導入されている。議会は、施策、事務事業が効果的に実施されているか、議会による外部評価によりチェックしながら議会の政策立案のため活用していくという目的を掲げている。

年度末の3月には次年度の事務事業評価を行い、7～9月の間に4回ほど評価委員会を開催している。対象事業は平成28年度に全239事業からあらかじめ40事業を抽出し、外部評価委員の意向を反映し今年度は11事業を選定して実施している。

なお、丹波市では次の3つの主体により行政評価を実施している。

- ・市職員による評価
- ・外部委員（6名の委員）による評価
- ・議会による評価

議会と外部委員との接点などではなく、議会では外部評価の結果にとらわれることはなく、議会の目線で独自の評価を実施している。

説明を受けて、本市としても決して難しいとは感じなかった。今後は、職員、市民、議会がお互いに評価しながら、予算そして決算の進め方などを研究すべきと感じた。



【丹波市役所正面入口にて】

調査事項：庁舎のセキュリティ対策について

【長浜市の基本情報】

- (1)市制施行 昭和 18 年 4 月 1 日 (2)面積 681.02K m²
※その後、2 度の合併を経て現在に至る。
(3)人口 118,659 人 (H30.10.1 現在) (4)世帯数 45,691 世帯 (H30.10.1 現在)

1 長浜市の概要

長浜市は、北は福井県、東は岐阜県に接し、西は琵琶湖に面した都市であり、平成 18 年及び平成 22 年の 2 度の合併を経て現在に至っている。

滋賀県の約 1/6 の面積を誇る琵琶湖と同程度の面積であり、市内には一級河川が多く流れており、豊沃な土地を有している。漁業も一部あるが農業の盛んな地域である。

歴史と文化のまちでもあり、豊臣秀吉の出世城として知られる長浜城、浅井氏の居城であった小谷城跡などをはじめ、戦国武将が戦を繰り広げた土地としても有名であり、また、観音の振興のあついで地域でもある。

一方で、まちづくりにおいても昭和 63 年に第三セクターを設立し、黒壁をはじめまちなみの保存や整備、商店街の振興について展開しており、県内でも有数の観光地としても知られており、年間約 700 万人の観光者が訪れている。現在第 2 期中心市街地活性化基本計画を策定しさらなる賑わいと活性化に取り組んでいる。



【視察時の様子】

2 長浜市庁舎概要

長浜市庁舎は、平成 24 年度に工事に着工し平成 27 年 1 月に竣工。東館は新館、西館は旧長浜病院建物を改修（柱のみを残して全て改修）して整備した庁舎である。

(1)基本情報

- 敷地面積 26,196 m² 建築面積 5,160 m² (東館 4,112 m²、西館 1,048 m²)
延床面積 18,694 m² (東館 12,968 m²、西館 5,726 m²)
高さ 44.9m (防災塔)
東館 鉄骨造 6 階建 (防災塔部分は 7 階建)、制震構造
西館 鉄骨造 6 階建 (柱のみ鉄骨鉄筋コンクリート造)、制震構造
駐車場 一般駐車場 205 台、車いす用駐車場 8 台、おもいやり駐車場 4 台

(2) 設計コンセプト

- ・まちの中心として、市民が親しみやすい庁舎
⇒庁舎敷地内にプロムナードを整備し、敷地内に市民が入ってきやすい動線を確保
- ・東別館（西館）を活用して再生する庁舎
⇒旧長浜病院（昭和 60 年代の建物）の柱のみ残して改修し再利用
※再利用なので柱の位置が若干不具合のところもあるとのこと。
- ・災害に強い、市民の安全・安心のシンボルとなる庁舎
⇒様々なインフラ設備のバックアップ機能や 72 時間の自家発電、井戸水を活用した耐震性の排水槽の設置、シンボルとなる防災塔（常夜灯）の設置等
- ・環境にやさしい庁舎
⇒自然の恵み（光・風・水・緑・土）を活かすと共に、CO2 排出量を抑えた庁舎

(3) 整備費

- ・本体整備費 57 億円
- ・付帯工事等 9 億円（備品や移設費含む）



【窓口カウンター：左が 1 階、右が 3 階】※1 階はプライバシーに配慮し仕切りを設置

3 庁舎のセキュリティ対策

長浜市においては、行政情報の保護、個人情報の保護の観点から、先進地の事例を参考として、基本構想、基本設計時から高度なセキュリティ対策を組み入れている。

特に、庁舎内のゾーニングを明確にすることで、市民開放スペースを確保する一方、個人情報や行政情報の保護、夜間・休日等におけるセキュリティの確保に努め、閉庁時は出入りを一箇所で行い IC カードにより入退室の管理を行っている。

(1) 入退室管理システム

庁舎閉鎖時、職員は IC カードにより時間外通用口から入室、執務室に入る場合も屋内のカードリーダーに触れ入室することになる。

一般来庁者の場合、ドアホンにより当直者（職員）が自動ドアを開け入庁、市庁舎入出管理簿に記入のうえ市民ゾーン（多目的ルーム、トイレ、戸籍等の届出窓口）に入ることができる。

入退室管理システムは通行履歴が記録される。

(2) 防犯カメラ設備設置

計 34 台設置 中央管理室で監視

(3)警備システム

時間外の執務室への不正侵入を知らせる人感センサーを設置

4 庁舎の運用状況

(1)市民利用エリアと執務スペースの区別

開庁時（勤務時）は全館開放し、市民交流ロビーや市民ギャラリー、多目的ルーム等を開放している。

休日・夜間は多目的ルーム4室を開放している。なお執務スペースとはシャッターで区切られている。

【市民に開放されている場所】

- ・1階西館 多目的ルーム（60㎡）4室（連結可能）利用時間 8:30～21:30（平日・休日）
- ・1階東館 市民交流ロビー（100㎡）利用時間 9:00～17:00（平日）
- ・3階西館 コミュニティルーム（和室 40㎡）利用時間 9:00～17:00（平日）
- ・3階西館 コミュニティルーム（会議室 72㎡）利用時間 9:00～17:00（平日）
- ・3階西館 市民ギャラリー（108㎡）利用時間 9:00～17:00（平日）

※開放されている場所の使用については、行政財産目的外使用料条例に基づき料金を設定している。

(2)執務スペースへの入室

職員以外は、単独での入室はできないこととなっている。

(3)議会エリアのセキュリティ状況

庁舎の6階は全て議会エリアとなっており、各部屋の管理は議会事務局で行っている。

- ・各部屋は個室であり、鍵は議会事務局で保有している。（会派室も同様）
- ・利用可能時間は平日の 8:30～17:15 までであるが、職員がいる場合は延長可能である。
- ・議会事務局内への議員の出入りは自由となっている。



【市民に開放されている箇所：左が三階市民ギャラリー、右が1階多目的ルーム】



【中庭に水面が広がる：琵琶湖をイメージ】



【西館 4 階以上は吹き抜け：旧病院建物を改修したため柱の位置の問題もあり吹き抜けとしたとのこと】

質疑応答

(鈴木正勝委員)

Q：警察への通報が必要な場合の対応についてはどのようにされるのか。

A：担当課は総務課となるため、各窓口から総務課に連絡をすることになるが、県警から調整官の派遣（常駐）を受けており、そこで対応をいただくことになる。議会中も傍聴席で待機いただいている。

Q：それは契約という形で派遣をいただいているのか。

A：その通りである。なお、過去に爆破予告が 2 回ほどあった経過もあり、電話については録音をして対応している。

(高橋秀勝委員)

Q：合併前の庁舎は、例えば支所など現在はどういう用途で使用しているのか。

A：支所として使用しており、福祉窓口と市民窓口が置かれている。

(丸本由美子委員)

Q：議会エリアは午後 5 時 15 分までの使用と伺ったが、調査などのためそれ以上に残って使用したいような声は議員からないか。

A：これまでの実績としては、個人あるいは会派のいずれもそのように残ってといったことはなく要望もない。議員活動としても、5 時 30 分から 6 時位までは大概職員が残っているため、特に支障はなかったものである。

(広瀬吉彦委員)

Q：防災無線の情報発信が聞こえにくいという住民の声をよく聞くことがあるが、御市での状況はどうか。

A：長浜でも同じであり苦情とまでではないがそういった声をよく耳にする。

合併前の自治体では個別受信機を設置していた地域もあり、現在は個別受信機とスピーカーからの放送を聞く地域と混在している状況であり、2 年後を目途にスピーカーの方に統一することになっている。ただ逆に聞こえにくくなるため、議会の一般質問でも取り上げられており、防災危機管理局においてクオリティを上げるための手立てを十分に検討し、対応を

図ることとしている。

Q：本市では新庁舎になってから駐車場を有料化した。今後の有料化・無料化の見通しについて伺いたい。

A：現在のところ、駐車場が飽和状態で使用できないような実態にはないため、有料化のような声はない。今後、不法駐車や目的外の駐車が目立ち、本来の利用に支障が出てきた場合は何らかの手段を検討することも考えられるが、現在のところはない。（職員は個人で駐車場を確保している。）

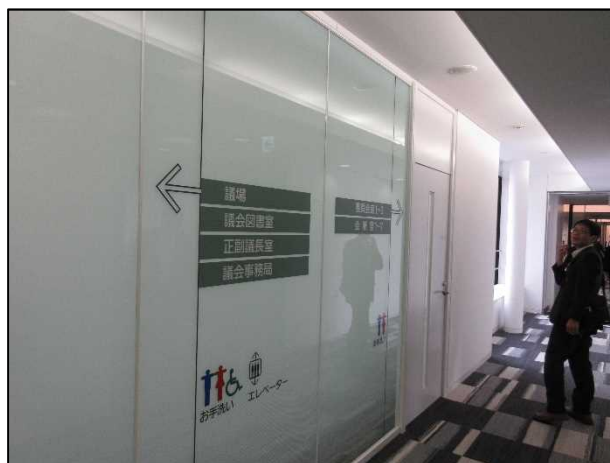
(大越 彰委員長)

Q：市から委嘱している委員なども執務スペースへの出入りは禁止し窓口や相談室での対応をされているのか。

A：職員以外は入れないことを原則としている。相談室は表側（廊下側）と裏側（執務室側）の両方から入れることになっており、お客様は表側から、職員は裏側から入ることとしており混在はしない形をとっている。（議員も表側から入る）



【3階にある特別会議室（災害対策本部室）】



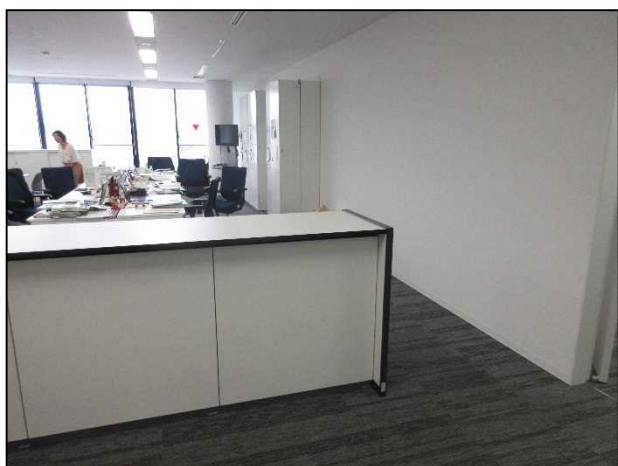
【6階議会フロアの様子：廊下に表示版が配置されている。各フロアも同様】



【議 場】



【傍聴席出入口：左は車いす用昇降機】



【議会事務局：カウンターの一部分が開いており議員も出入り可能】

【各委員の所感】

(大越 彰委員長)

長浜市の庁舎の特徴は旧市民病院を活用し、新たに新館を建設して繋ぎ新庁舎とした。庁舎内 8 か所に長浜市の名所の情景を点在し、来庁者へのおもてなしを創出している。長浜の黒壁を意識した黒のデザインが用いられ、品格のある落ち着いた感じである。

各課の案内板は大きな文字で遠くからでも大変分かりやすいと感じた。食事は執務室ではとれず、バックオフィスにあるワーキングスペースや展望ロビーのスペースでとり、完全に分けている。

セキュリティ対策は行政情報、個人情報保護の観点から IC カードによる入退室システム、執務スペースへの入室については、職員以外は入れない。

本市においても同様であるが、防犯カメラが数多く設置されている (34 台) 点や相談室が数多くあり個別対応が確保されている点は、プライバシーに配慮されているなど感じた。

本市においては、相談室は少ないと感じるが、プライバシー保護の観点から積極的な活用を望むものである。

(大寺正晃委員)

長浜市役所新庁舎は平成 26 年 12 月に竣工し、本市庁舎と同様の新しいセキュリティシステムを採用し導入している。庁舎内のゾーニングを明確にすることで、市民に開放するスペースを確保する一方、個人情報や行政情報の保護、夜間休日等におけるセキュリティの確保に努めている。

閉庁時には出入りを一か所で行い、IC カード (本市と同様) により出入りの管理を行うことで侵入者等の不正入退室を防いでいる。

市民が利用するエリアと執務スペースは明確に区別されているが、その中間に双方向から入室できる相談室が設けられており、相談に来庁した市民や各種団体役員への対応は、本市よりも優れていると感じた。

議会エリアのセキュリティは、本市と同じシステムにより、似たような取組状況であった。

議員や会派は、平日や休日の区別なしに昼夜を問わず活動しているため、閉庁時においても議会エリアを議員に開放すべきと考える。本市で採用している最新のセキュリティシステムにより、それは容易に可能であるため、実現に向けた取組を継続していきたい。

本市にも素晴らしい庁舎が完成したが、完成とは、ハード (建物) とソフト (使い方) の完成が伴って初めて言えるものとする。また、ソフトは時代の変化に伴い変化していくものであることから、より良い庁舎の在り方については、今後も継続的に調査研究していく必要があると考える。

(広瀬吉彦委員)

庁舎の間取りの考え方、使用目的、セキュリティ対策についてのコンセプトは本市と大きな違いはないが、庁舎に入るととにかく照度が明るいというのが一番の印象である。

また、照度だけでなく、厳しいセキュリティの中であっても雰囲気までもが明るく感じてしまう。隣の芝生は青く見えるというが、それだけでは無いような気がした。

また「災害に強い、市民の安全・安心のシンボルとなる庁舎」とあるが、3 階に設置された「災害対策本部室」は瞬時に指令室となる設備を有しており、最近の異常気象に対しても危機管理体制の対策に市が想定外の対応も可能としているかのように感じた所である。

庁舎の駐車場は無料とのことであつたが、それぞれの考えがあると思うので、本市の今後の状況を見極めたいと思う。

(丸本由美子委員)

調査事項の新庁舎の機能（コンセプトや特徴点等）については、長浜の8つの情景（水路、レンガ、盆梅、竹生島、石垣、田園、曳山、湖畔）を様々な場所で感じることができる配置には、地域資源を大切に作る心が感じられた。また、庁舎の効率的な活用では、市民交流や市民活動の推進のために配置された、「多目的ルームやロビー」の利用ルールがしっかり定められていたことは、この間、私として本市における市民活用へのルール作りで、指摘をしてきた方向性がきちんと行政財産目的外使用料条例に基づく料金が設定されていたことは、納得でした。市民が利用するエリアと執務室との区別は、本市と同様で、議員の入室不可の状況も同様なのは、総務省推奨の方向が進められていることを認識できた。

一方、セキュリティ対策の庁舎開放などについては、建物のつくりが行政目的の観点からなされているため、オープンスペースではなく多目的ルーム・コミュニティルームなどのみで、セキュリティも厳しく出入口が限定されていることは、不自由さを感じた。

議会エリアのセキュリティは、事務局への入退室は可能であつたこと、会派室への出入について鍵管理や、開庁時間のみ利用などは、一長一短であつた。

今回の研修における調査を、今後どのように本市活かしていけるかは、個々の特徴を考慮していく必要があると思う。議会エリアのセキュリティの在り方や会派室活用時間拡大については、議論を行う中で、改善できるところはあられると思われる。

(鈴木正勝委員)

長浜市の庁舎セキュリティ対策は、庁舎内にあるさまざまな行政情報の保護、個人情報保護の観点から、高度なセキュリティ対策を基本構想・基本設計時より掲げ、先進事例を参考にしている。

特に、庁舎内のゾーニングを明確にすることで、市民に開放するスペースを確保する一方、個人情報や行政情報の保護、夜間・休日等におけるセキュリティの確保に努め、閉庁時は、出入りを一箇所で行いICカードにより出入りの管理を行うことで侵入者等の不正入退室を講じている。

また、通行履歴が記録される等の入退室管理システム、防犯カメラを34台設置し中央管理室で監視、時間外の執務室に不正侵入を知らせる人感センサーを設置している。さらに、平成27年10月の本庁舎爆破予告事件を受け、滋賀県警から監督官1名が総務部に常駐しており、各定例会で傍聴席に監督官の配置がなされているとのことであつた。

また、平成28年3月1日から本庁舎通話録音を開始し、犯罪に関わる通話記録は警察へ提供する体制をとっている。

須賀川市においても警察との連携強化や対応マニュアル・研修及び各種防犯装置の配備・設置、録音などの安全対策をソフト、ハードの両面から総合的に確認・検討していくことが必要だと思った。

(高橋秀勝委員)

長浜市の新庁舎は、平成 27 年 1 月 5 日に竣工された庁舎であり、人口 11 万人の市であるため素晴らしい庁舎であると感じた。

環境にやさしい庁舎ということで、採光に配慮したり、屋上緑化、井戸水を多目的に利用したりと、設計の段階でかなり研究して工事に着手したという事であり、本市とはまた違った形で感心したところである。

執務スペースの入室については、職員以外は単独での入室は本市と同様にできないこととなっており、会派室の出入りも鍵により議会事務局が管理を行っており、利用可能時間は平日の事務局職員がいる場合としている。

防犯カメラ設置は 34 台である。

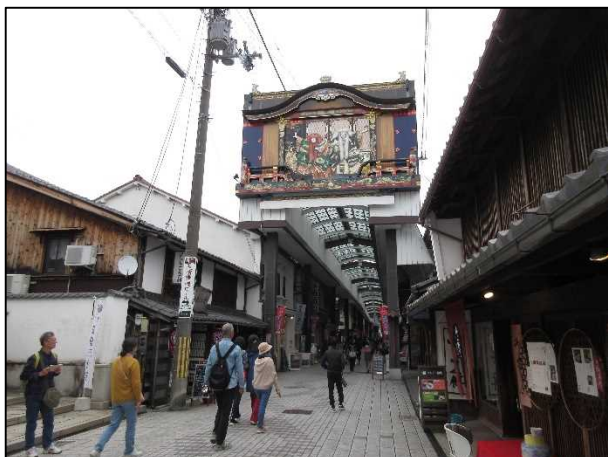
庁舎敷地駐車場は 205 台であるが、駐車場が足りないということは現在のところ無いということであった。

本市も、図書館、公民館の場所が駐車場に整備されたとすると、380 台程度の駐車が可能となり十分な台数となるため、現在の有料などを検討する時期がくると思われる。

本市も素晴らしい庁舎であるが、「みんなの家」として市民の声や気づいたこと等、細かい部分であっても見直していく必要があると思う。



【庁舎全景：夜間は防災塔が常夜灯として点灯】



【長浜市の観光名所の一つ黒壁スクエア：黒い板張りの建物が続く街並み】



【長浜市役所正面入口にて】

行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成 30 年 10 月 17 日～19 日	調査先	愛知県刈谷市 三重県名張市
参加者	委員長 関根 保良 副委員長 本田 勝善 委員 水野 透 横田 洋子 加藤 和記 理事者 力丸 昇一（建築住宅課長） 随 行 渡辺 靖子				

調査項目：「フローラルガーデンよさみ」の指定管理者による公園管理について（刈谷市）

【刈谷市の概要】

- (1) 市制施行 昭和 25 年 4 月 (2) 面 積 50.39 km²
- (3) 人 口 150,617 人

1 フローラルガーデンよさみについて

依佐美送信所跡地に作られた、花と緑のあふれる公園として誰もが気軽に立ち寄り、楽しむことができる公園。園芸を通じた市民交流、環境保護や自然学習の情報拠点、環境文化の発信基地を目指して整備された。



（視察研修の様子）

2 開設経緯

- 平成 12 年 旧依佐美送信所の跡地利用について活用方針をまとめる
- 平成 13 年 旧依佐美送信所跡地周辺土地利用計画市民懇話会の実施
- 平成 14 年 旧依佐美送信所周辺土地利用構想を策定
- 平成 15 年 旧依佐美送信所跡地周辺施設計画検討部会の開催
- 平成 19 年 フローラルガーデンよさみ開園
- 平成 29 年 都市公園コンクール(管理運営部門)日本公園緑地協会会長賞受賞



（公園内の視察の様子）

3 施設概要

開設日 平成 19 年 4 月 1 日

敷地面積 4.3 ha (公園面積 3.4 ha)

主要施設

- フローラルプラザ ○イングリッシュガーデン ○親水施設
- シビックガーデン(植物栽培所) ○藤棚 ○多目的広場 ○ミニSL広場
- 遊具広場 ○せせらぎ ○梅園 ○記念鉄塔 ○依佐美送信所記念館
- ジョギングコース

4 指定管理者による運営

フローラルガーデンよさみは指定管理者制度を活用している。

施設を市で建設し、公園の管理運営についての基本的な手法を提示してプロポーザルを行う。プロポーザル参加事業者には、イベント・講習会などの取り組みを提案してもらい、民間のノウハウを反映することで、住民サービスの向上を図っている。

第1期 (H19. 4. 1～H24. 3. 31) アイシン開発(株)

第2期 (H24. 4. 1～H29. 3. 31) コニックス(株)

第3期 (H29. 4. 1～H34. 3. 31) コニックス(株)



5 行政・指定管理者・市民団体の役割分担と連携手法

○行政

- ・公園内施設における大型設備設置や修繕 (50 万円以上) (イングリッシュガーデン)
- ・公園に対する要望や問題の解決 (指定管理者と協議)

○指定管理者

- ・公園の管理・運営 (園内清掃やイベント実施等)

- | | | | |
|-----------|---|------|-------------------------------|
| 事業 (イベント) | } | 指定事業 | ・造園教室 ・ミニ SL の運行 |
| | | | ・花畑活用事業 ・緑の相談所設置 等 7 事業 |
| | | 自主事業 | ・キッズガーデンプロジェクト ・文化教室 |
| | | | ・ナチュラルガーデン講座 ・種プロジェクト 他 |

○市民団体 (ジャルダンクラブ よさみ鉄道倶楽部 よさみプレーパーク他)

- ・公園の利用者目線から、問題点や意見の提起
- ・公園イベントへの参加
- ・種まき、ポット上げ、植栽、花壇管理等

6 年間委託料 平成 30 年度 約 4,500 万円

7 主な活動内容

○イングリッシュガーデン（趣味の園芸講師プロデュース）

専任のガーデンスタッフが常駐し、植物の手入れや園内清掃を行うほか、地域の花壇づくり事業（花いっぱい運動）に参加したり、植物の手入れ等にアドバイスを行う。

園内で植物を種から育て、花壇づくりに生かしている。

〈ジャルダンクラブ（登録者数 94 名）〉

- ・毎週金曜日の午前中、園内の植栽を行っている。（200 種 2 万株の苗を種から育てる）
- ・園芸についての学習会や講演会への参加、研修旅行を積極的に行っている。
- ・園の園芸活動やイベントの中心的な役割を担っている。



○よさみガーデンマルシェ

毎月第 1 日曜日に開催の洋風市場。こだわりの作品や無農薬の野菜、食品など販売。

来場者数は年間 35,000 人を超え、登録店舗数は 81 店舗（平成 27 年度）となり、毎回大変賑わっている。出店者の選定が厳しい（競争率アップ）状況。

○ミニ S L の運行（よさみ鉄道倶楽部）

土日祝日運行 1 周 100 円。（第 1 日曜日は無料） 年間 5 万人利用

○よさみプレーパーク

・「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場の提供。公園の一面で、遊具に頼らず、普通の公園ではなかなかすることが出来ない焚火、泥遊び、木登りなど、屋外での自由な遊びができる。様々な体験や交流を通して、子どもたちに自主性や主体性、社会性やコミュニケーション能力を育んでもらいたいとの願いが込められた遊び場。

「ケガと弁当は自分持ち」

○園芸講演会・文化教室の実施

○障がい者支援の事業

・養護学校から職場実習性を受け入れたり、市内作業所と連携し、園内のユニバーサル花壇での花壇づくりや、作業所内にある花壇づくりの指導を行っている。



（車いすでも園芸が楽しめる花壇）



（ミニSL駅 土日・祝日運行）

以上のような事業（イベント）が好評を得ており、テレビ中継の会場になったり、事業が

口コミで広がり参加者が年々増加するなど、公園が活発に利活用されるとともに、コミュニティの活性化にも繋がっている。



(親水施設は夏の人気スポット)



(「ニイタカヤマノボレ」の暗号電が送電されたと言われる依佐美送信所の鉄塔
当時は 250mもの高さであった。)



(施設内カフェを利用し、毎週木曜日は認知症カフェ開催 包括支援センターと連携)



【質疑応答】

(横田議員)

Q：文化教室の参加費と一回の参加人数について。自主事業における種プロジェクト、具体的にはどのような内容か。高齢者向けの事業や遊具などはどのようなになっているか。

A：文化教室の内容は陶芸教室とかボタニカルアート教室などで、1回1,000円から3,000円程度の参加費で、人数は5人～10人超くらいである。開催講座によって、人数は異なる。参加費は材料費込みであるが、結構高いかと心配したが、満足度が高いため、人が集まっていると感じる。

種プロジェクトは、地域と連携した花壇づくりで、町内にある歩道などの花壇に種から植えて育てている。刈谷駅からここまでの道を花の道にしたいと思って活動している。

高齢者向け事業は、園内のカフェで認知症カフェを月に一度開催している。遊具は特化したものはないが、ランニングコースが膝に負担のかからない舗装になっている。手軽にできるスポーツとしてウォーキングを推奨している市の取組から、利用している方も多い。

(水野委員)

Q：常設のSLについて、設置費用は市の予算なのか、運営にあたるよさみ鉄道倶楽部さんは完全な無償ボランティアなのか。コニックス㈱への年間の委託料はどれくらいか。須賀川は牡丹のまちづくりをしているが、ダルジャンクラブで須賀川市への研修を検討していただけないか。

A：よさみ鉄道倶楽部は有償で、コニックス㈱のアルバイト従業員扱いである。整備は市で行った。指定管理者年間委託料は今年度年間約4,500万円となっている。

研修は、日帰りなので……。検討したいと思う。

(加藤委員)

Q：指定管理者が1期目から2期目で変わった理由は。役割分担において、大きな修繕は市の予算でということであるが、指定管理者側での支払いはどのようなものか。

A：写真を見比べていただくとよくわかると思うが、花と緑をコンセプトに地域から要望を受けて作った公園なので、選定委員会の中で、緑を増やしていくという企画が評価され、現在の指定管理者となった。

市役所からの支払いは、親水施設の整備、遊具の修繕、台風で倒れた樹木の伐採などである。

(加藤委員)

Q：障がい者雇用の中身は。

A：園内の清掃、簡単な種植えなど。生産性といううえでは面倒を見ることの方が多かったが、イベントなどでは、障がい者親善大使となって、挨拶したりしてもらった。

(本田委員)

Q：よさみガーデンマルシェの来場者がとても伸びているが、どのような広報活動を行ったのか。出店はこういった形で運営しているのか。売上はどう収入するのか。

A：出店する方の口コミやSNSが大きい。いろいろなイベントに出店するので、そこで広がり、お客さんも増える。収益については、出店料をもらっており、市にお支払いしている（目的外使用料）。飲食に関しては売り上げの何%、革製品のお店は1回いくらというルールでもらっている。

(関根委員長)

Q：PFI導入の検討については

A：市民懇談会を開催し、公園施設の内容は地区住民の意見を取り入れて計画したものであるため、

設計の段階から民間の提案により進めコスト削減をはかるPFI事業は当時見送られた。

PFIなどで、公園にカフェを設置するなどは、今後検討、事例研究進めているところである。
(力丸課長)

Q：年間予算4,500万円の設定は。プロポーザル選定委員の構成（選定、人数など）は。

A：公認会計士または税理士1人、各種団体（自治会・婦人会・こども会・観光協会）5人、関係部局職員、合計8名の選定委員となっている。見積はプロポーザル時に指定管理料を提示していただくシステム。

(本田委員)

Q：公園の数と年間の維持管理費、分かれば。

A：公園は107箇所。維持管理費は項目ごとにわかれているので、のちほど。

【各委員の調査所管】

(関根保良委員長)

依佐美送信所は、戦前、国際通信所として重要な役割を果たし、その後平成6年、送信所としての役割を終える。平成12年から敷地や施設の跡地、周辺の土地利用計画構想を策定し、平成19年「フローラルガーデンよさみ」が開園となった。

開園から11年とまだ新しい公園であったが、平日にもかかわらず親子連れやジョギングで楽しむ市民が多数いた。

特徴的な遊具広場、イングリッシュガーデン、整備されたジョギングコース、ミニS L広場、親子で楽しめる水場、車いすで植栽や管理のできる花壇など、工夫と創意が感じられる公園となっていた。

公園の管理運営には多くの自治体でも苦慮すると思われる。本市における公園管理運営においては、社会実験などを行い、より良い管理運営を目指しているが、それらの経験を活かし、それぞれの公園が持っている特徴や地形、環境などを考慮し、民間活力、P F Iの導入や市民参加を得ることが大切であり、オール須賀川の考えで公園の管理・運営委が出来ればと考える。

(本田勝善副委員長)

指定管理者による運営に至った経過では、平成15年度から旧依佐美送信所跡地周辺施設計画検討部会が開催され、公園管理の運営手法として「民間活力の導入」が一つのテーマとなり、3つの手法から検討されていた。

まず、①従来方法による管理委託契約により民間委託する手法

②P F I事業を導入し、民間の経営ノウハウと建設コストの削減を行う手法

③管理運営方法を提示し、さらに独自の運営方法を民間に提案させる手法 など

指定管理者選定については、事業計画に関すること、収支計画に関すること、事業実績に関することなどの選定基準に基づいて総合的に評価し、業者を選定するうえで最も重視した、公園の活性化を図るという点において優れていた企業を選定していた。

(水野透委員)

平成11年4月に開園した公園で遊具やミニS L、多目的広場など子どもたちでいっぱいの人気のあそび場スポットです。イギリスの公園を参考に清掃、植物の手入れを行う専門スタッフが常駐しています。運営は民間事業所を指定管理者として年間委託料は約4,500万円を費やしています。

民間事業所のノウハウや企業努力で「地域や各種団体との連携」で、ウォーキングや鯉のぼり掲揚のイベントや花畑・ビオトープの整備・草刈りなどを行っています。また、「よさみガーデンマルシェ」(洋風市場)を月に1回開催し、こだわりの作品や有機農法の野菜、魚、食品等を販売し来場者数及び登録店舗ともに右肩上がりです。

本市においても市の中心部に翠ヶ丘公園を有しています。朝夕散歩などの健康管理や休日を利用した各種イベント、野外ウェディングなど活用状況が見受けられます。「フローラルガーデンよさみ」のように指定管理制度を導入して民間事業に運営を委ね、新たな発想で公園を利活用することで、市民が今まで以上に都市公園を活用することができれば、市民の健康、青少年の健全育成、文化活動の醸成につながると思います。

今回の研修は、民間事業者を指定管理者に据えて、民間の発想で新たな公園の魅力を開拓し、平日から週末まで人で賑わう公園運営を実践している成功事例を調査させていただきました。翠ヶ丘公園に限らず

市内全域の公園にも応用できるノウハウを市当局と情報を共有しながら、検討を重ねていきます。今回の行政調査は大変参考になる内容が含まれており、有意義な研修となりました。

(横田洋子委員)

本公園は、長波によるヨーロッパへの電波送信を日本で初めて行った依佐美送信所を記念して平成19年に開設されました。旧依佐美送信所の跡地利用を決める段階から市民懇話会を実施、その中で、公園施設の内容は市民の意見を取り入れて計画されていたことから、PFI事業を選択した場合、建設経費の削減が期待できるが、建築物以外は、計画の見直しが予想されたことから、指定管理者制度を決定。指定管理者制度では、維持管理費の縮減が期待でき、管理運営条件の提示と、市の意向を取り入れた維持管理ができることを勘案し、従来の管理委託契約による民間委託、PFI事業と比較して、指定管理者制度に決定したことは、市民懇話会での計画を尊重した結果となったと思います。

4.3 ヘクタールの敷地にイングリッシュガーデン、親水施設、多目的広場、ミニSL、遊具広場、フローラルプラザなど13の施設が配置されています。

公園でのイベント等、企画・実施については、「指定事業」として刈谷市から指定管理者に必ず実施するように協定で定めている7つの事業と、指定管理者が内容を考え、年度当初に市の承認を得て行う「自主事業」が幾つかあり、その一つに「種プロジェクト」があります。地域と連携して種から育てる花壇づくりが行われています。その他の特徴的な事は、住民参加の運営が行われ、ミニSLの運営は、「よさみ鉄道倶楽部」が行い年間5万人の利用者、温室のサボテン展示は、地元住民のサボテン愛好家「カクタスクラブ」、よさみ送信所記念館は、ガイドボランティアの皆さんが行い、平成26年には入場者が30万人を達成するなど公園が身近なものとなっており、市当局の意向と民間活力が相乗的に活かされた運営がされていると思われました。

また、よさみガーデンマルシェは、洋風の市場・こだわり作品・有機農法の野菜などコンセプトが明らかで、出店待ちが出ているなどと共に、マルシェ来場者は、年々増加しており、平成27年度は、35,500人をこえ、「よさみガーデンマルシェ」が、一つのブランドになりつつあるようです。

課題は、指定管理者選定・更新時の競合が、第3期となった時点でなくなり、事業の活性化や適正化を図りつつ、当初の目的を達成し続けることが可能なのか、不透明だと思われました。

今回の視察を委員会活動に生かしていきます。

(加藤和紀委員)

指定管理者による維持管理が確立できるだけの仕掛けがしっかりと対応されていると、まず一番に感じられた。

街の中に位置し、多くの市民が大変利用しやすい場所となっており、市街地に馴染んでいると思われた。また、歴史的価値の高い送信所などの施設もあり、より多くの人々が訪れる条件が整っていた。

指定管理業者は1期目と2期目で変わっており、市側の意向である、“花”を前面に出した管理がしっかりと対応され、民間の知恵も生かされていて、指定管理業者もやりがいを持って自信満々のように見えた。

本市の翠ヶ丘公園については、現在社会実験が行われているが、指定管理はまだまだ無理だと思われる。多くの人を楽しんだり多くの出会いが生まれるような環境づくりを進めたり、今後改築が検討されている博物館等の施設を融合させ、利用者のそれぞれの目的が満たされる公園にして、市街地に多くの人が集まれる本格的な都市公園を目指していくべきと考えられる。そうした環境の中で民間の活力を生かすことに

より、指定管理も実現できるのではないかと思います。

調査項目： 空き家等の適正管理について（名張市）

【名張市の概要】

- (1) 市制施行 昭和29年3月31日
- (2) 面積 129.77 km²
- (3) 人口 78,894人



（視察研修の様子）

1 名張市の状況

(1) 背景

市政発足当時、世帯数は6,161世帯、人口31,012人であったが、昭和38年から始まった大規模な宅地開発が進んだ結果、大阪方面への通勤圏として急速に発展。

昭和56年には、人口増加率（7.8%）全国1を記録し、平成12年には人口85,000人を超えた。現在の人口は減少傾向にあり、33,000世帯、人口78,900人あまりとなっている。

(2) 空家等の現状

- ・空家等数 4,270戸
- ・空家等の割合 12.5%
- （うち特定空家等 2,160戸）

2 空家対策の概要について

○平成24年4月

それまであった「名張市空き地の雑草等の除去に関する条例」を参考として、「名張市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家の適正管理に関する対応を始める。

○平成26年8月～28年2月

不動産事業者等による民間団体「名張中古住宅流通促進協議会」が設立され、国土交通省の「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」が実施される。

○平成27年4月

県外からの移住者に対する中古住宅のリノベーション費用を補助する「空き家リノベーション支援事業」を開始

○平成27年9月

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを契機に、「名張市空家等対策の推進に関する条例」を制定。

○平成27年12月～28年3月

空き家等の実態調査を実施

○平成28年3月

空家所有者に対する意向調査を実施。空き家に対する市の取り組むべき対策の方向性を示すため、「名張市空家等対策計画」を策定。

○平成 28 年 6 月

「空家バンク」を開設

○平成 29 年 4 月

空家等利活用促進地域を指定し、若年層の移住・定住に係る取組を検討、実施。

○平成 30 年 7 月

行政代執行により特定空家等の除却に着手（8 月終了）

3 住宅改修補助事業の利用状況等

○空き家リノベーション支援事業

県外からの移住者に対するリノベーション費用補助（県費 100%）

	予算額	件数	補助額
H27 年度	5,000,000 円	5 件	4,754,000 円
H28 年度	5,000,000 円	2 件	1,459,000 円
H29 年度	5,000,000 円	1 件	563,000 円
H30 年度	3,000,000 円	2 件	1,255,000 円

県全体での利用件数が伸び悩んでいることから、県における予算が減額となってきた。当初 5 年間を目途としている実施期間が継続されるよう実績を積み上げていくことが課題。

○子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業

市外から移住の子育て世帯に対するリノベーション補助事業（市費 100%）

	予算額	件数	補助額
H28 年度	5,000,000 円	0 件	0 円
H29 年度	5,000,000 円	2 件	612,000 円
H30 年度	2,000,000 円	1 件	34,000 円

利用件数が少ないことから、更なる広報活動を行う必要あり。

4 相続人不存在空き家への対応

相続財産管理人制度の活用

相続人調査にて不存在・利害関係人も不存在

↓

検察官による申立ての依頼（検察庁）

↓

検察官が家庭裁判所に相続財産管理人の選任請求を行う

↓

検察官の申立てが認められ、選任された相続財産管理人が空き家を売却

※ 死亡者に預貯金等の財産が有り、当該空き家が比較的新しく程度も良好で立地も良かったため売却が容易に図れそうであったケースである。検察官が申立てを行う際に予納金が必要となるため、その回収が見込めない物件であれば、検察庁の対応は変わっていた可能性がある。

5 先駆的空き家対策モデル事業（国土交通省採択）

(1) 既存市街地における取組の検討・実施

まちづくり協議会・基礎的コミュニティ代表者、商工会議所、市が共同して空き家の実態調査を実施 ⇒ 創業に適した空き家の所有者に対して流通化の働きかけ

(2) 農村・山間集落における取組の検討・実施

まちづくり協議会・基礎的コミュニティ代表者、商工会議所、市が共同して空き家の実態調査を実施 ⇒ 空き家の20%に隣接農地が存在。農地法により農地の売却が困難。

↳ 農業委員会へ規制緩和に関する請願書提出

(3) 住宅開発地における取組の検討

子育て世代ニーズ把握のため、地域内小学校PTAに働きかけ、保護者にアンケート実施
⇒ 空き家を作らない施策、地域活動の充実により定住志向の高まり

(4) 空家等所有者情報の外部提供に関する手法の検討・実施

ガイドラインを基に検討 ⇒ 空家等所有者に意向調査、個人情報などを団体に外部提供

↳ すまいの活用無料相談会実施（56組）



（名張市議会議場にて）

【質疑応答】

(水野委員)

Q：住宅地の開発は、民間の開発行為で行われたのか。リバースモゲージに関する担当者の考え方は？

A：市が開発したところもあるが、大部分が民間である。事業者が利益獲得のため、企業活動を一生懸命やった結果で人口が増えたが、今は冷え切っているので、今後、事業者への働きかけも必要かと考える。

リバースモゲージ論については、田舎の方では実際には厳しいのかと感じている。

(横田委員)

Q：連携する地域の担当者はどういう方々でどのような活動になるのか。担当室（職員）の人数、予算規模はどうなっているか。

A：地域の方々に中心的な役割を担っているのはまちづくり協議会の方々、つまり自治会長さん・区長さん方になる。農山間地域においては、青年会の方々など、若い世代の方々にもつながっている。

空き家対策の予算規模はのちほど送付します（後記のとおり）。予算はごくわずかである。大きな予算は、行政代執行に係る費用や緊急安全措置に対する費用など。様々な補助金を活用して様々な事業を行っている。人員はH28年に空き家対策係ができた時2名、現状は担当室長、係員2名、再任用職員1名の合計4名である。再任用職員については、苦情があった時の現地調査や空き家の実態調査を主に行っているため、事務を取り扱っているのは3名ということになる。

(加藤委員)

Q：農村部・山間部でのコミュニティ構築が難しいが、定住化はうまくいっているか。

A：もともと3万人のところに住宅団地ができて8万5千人になり、4～50年たった経緯もあり、山間部の方でも外部から来た人の対応に慣れているので、受入れ側としてはさほど問題にならない。しかし、入って来る側には、地域特有のしきたり・情報がなかなか伝わらない場合があるので、空き家バンクで情報提供する際には自治会からの情報を一覧にしてよく説明する、名張に移住したい方から相談を受けたら移住担当部署のコンシェルジュが配置され、地域をご案内しながら説明する、そういったことで、ある一定の効果が出ていると思われる。

(本田委員)

Q：2040年の人口問題があるが、空き家対策は若者の移住に力を入れていくのか、空き家を整備していくのに力を入れていくのか、今後の取組は。

A：空き家担当としては、住んでいただかなくても利用してもらえればいいのだが、市全体としては良質な空き家のストックがあるので、子育て世代に利用していただきたいとしている。

(力丸課長)

Q：農村山間地域に市街化調整区域はあるのか。

A：線引きしていない。

Q：行政代執行をおこなったところは、所有者不明であったのか。特定空き家に指定した後、固定資産税の減免はなくなったのか。代執行の費用は請求するのか。空き家の調査は業者委託か。

A：所有者はいた。勧告した翌年度から固定資産税は上がっている。代執行の費用は請求したがまだ納めていないので、督促する予定で、資産調査も行っている。収納と連携しながらすすめていく。空き家調査について補助金活用のもは昭和56年以前の旧耐震基準のもののみ、

残りは再任用職員で調査を行った。現在も地域ごとに再任用職員がブラッシュアップして調査を進めている。

平成30年度 名張市空き家対策関係予算

費 目	金 額 (円)	内 容
報酬	273,000	空家等対策推進協議会委員報酬
旅費	450,000	交渉用旅費・研修会参加旅費等
需用費	230,000	消耗品費・印刷製本費
委託費	3,000,000	空家コーディネート業務委託 2,000,000 円 緊急安全措置業務委託料 1,000,000 円
使用料及び賃借料	10,000	啓発活動会場借上げ料
工事請負費	12,000,000	老朽空家等除却費
負担金補助金及び 交付金	5,000,000	空き家リノベーション支援 3,000,000 円 子育てリノベーション支援 2,000,000 円
合 計	20,963,000	

【各委員の調査所管】

(関根保良委員長)

三重県名張市は、須賀川市と同等の人口を有する市である。昭和 29 年頃は 3 万人程度だった人口が、鉄道の開通と共に大阪方面への通勤圏として急速に発展し、昭和 40 年代以降に大規模な宅地開発が進むと 8 万人を超えた。以降約 50 年が経過する中で人口減少と合わせ住宅の老朽化などが進み、世代交代と共に空き家が増加するようになった。

以上の状況から平成 24 年空き家の適正管理を行なうため「条例」を定め、平成 26 年国の「特別措置法」が制定されることに伴い、新たに利活用の促進などを含めた総合的な空き家対策として「名張市空家等対策の推進に関する条例」が制定された。

県外からの移住者に対する中古住宅のリノベーション費用の助成、住宅ストック維持・向上促進事業、空家等の流通活性化促進事業、空家等利活用促進地域の指定、若年層の移住・定住に係る取り組み、また住まいに関する不動産事業者を含む 13 団体による「すまいの活用無料相談会」などは、名張市独自の取り組みの大きな特徴点としてあげることができる。

名張市における先進事例を学ぶことが出来、大変有意義に感じた。我が市にはまだ条例等は制定されていないが、担当する当局と情報を共有できたことは、年々増加傾向にある本市の空家対策に今後大いに参考となるものであった。

(本田勝善副委員長)

三重県名張市では、平成 29 年度「先駆的空家対策モデル事業」として空家等利活用促進地域における若年層の移住・定住に繋がる取組みをした。事業の特徴としては市内に存在する 3 つの住宅地タイプ別に空家等利活用促進地域を指定し、それぞれの地域において地域特性に応じた空き家を活用した若年層の移住・定住に繋がる取組の検討・実施などを行っていた。また事業の目的として、市内に存在する既存市街地、住宅開発地、農村山間集落という 3 つの異なる住宅地タイプから 1 箇所ずつ空家等利活用促進地域の指定を行い、地域、事業者等、市が連携してそれぞれの住宅地タイプの地域特性に応じた若年層の移住・定住につながる取組の検討及び実施をし、また、空き家の所有者情報の外部提供についても取り組み、空き家の所有者の悩みを解決することによる空き家の利活用の促進を図っていた。

今後、本市においても将来を見据え、しっかりとした空き家対策を講じていかななくてはならないと感じた。

(水野透委員)

空家等を取り巻く問題は、倒壊や環境悪化、防災・防犯上の危険、地域活力の低下など様々な悪影響があります。私有財産であるため行政がどのように対応すべきかという問題をはらんでいます。地元対応にも限界があるため社会問題となっているのが現状です。

名張市では、空家等の活用促進にむけて必要な施策を講じる危険な空家等の除去等を推進し、市民の生命や財産の保護と生活環境の保全を図り、空家等を積極的に活用するために、行政だけでなく、空家等の所有者、事業者、市民等が相互に連携を図り、地域コミュニティの活性化を図っています。

具体的には、「空き家等の実態調査」や「空家所有者に対する意向調査」を実施し、「名張市空家等対策計画」を策定。「名張市空家バンク」を開設。「子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業」を開始するなど、様々な事業を実施している。

なお、相続人不在の空き家への対応として「相続財産管理人制度」を活用し、相続人及び利害関係者人の調査の結果「不存在」を確認し、検察官が申し立てを行い選任された相続財産管理人が空き家を売却し

た事例が紹介された。行政代執行に至るには様々な経過措置が想定されるが、このケースは条件が整っていた希少な事例であるとのこと。予納金等の回収の可能性等を考慮すれば、なかなか実施は難しいのが通例であるようです。しかし、この案件がニュースとして地域に発信されたため、「特定空き家の調査」「特定空き家等に認定」「助言・指導」「改善の勧告」「命令」などの行政指指導を、空き家等の権利者（相続人）が真摯に受け止めるようになった効果があったと認識しているとのこと。

本市も今後、全国的な傾向と同様に空き家等が増加する一途であります。行政代執行までも含めて総合的な対策を講じていかなければならないと思われられました。

（横田洋子委員）

名張市における空き家は、現在8軒に1軒、15年後には、倍増するとみており、5,000軒が空き家となると見込んでいます。平成24年に空き家適正管理についての条例を制定。平成26年には、民間団体の「名張中古住宅流通促進協議会」が設立され、国土交通省の「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」が実施されるとともに、空き家対策に関する条例の検討が始まり、平成27年には、「名張市空き家等対策の推進に関する条例」が制定されています。平成28年には、空き家に対する市の取り組むべき対策の方向性が示され「名張市空き家等対策計画」が策定されるとともに、空き家等対策に関する部署の窓口が一本化され、現在は、職員2名が配置されています。

「名張市空き家バンク」を開設。また市外から移住して来た子育て世帯に対する中古住宅のリノベーション費用を補助する事業を開始しています。

平成28年には、「特定空き家等」を認定し、指導を行う中で、所有者が解体除去を行うなどの実績をあげています。また、平成29年度には、先駆的空き家等対策モデル事業も開始され、中心市街地、農村・山間集落、住宅開発地それぞれの地元住民を中心に調査、検討がされ、利活用の実施がされている事も大変参考になりました。

相続人や利害関係人が不存在的空き家についての高度な対応事例の実績や、行政代執行による特定空き家等の除去にも着手した事例など、先進的に対策が行われていると感じました。根幹になっているのは、空き家等に対する対策の策定と窓口の一本化が図られていることだと考えられます。

これらを今後の委員会活動に活かしていきます。

（加藤和紀委員）

空き家を地域性や空き家の程度によって大変細かく整理・分類して対応されていて、深刻さが感じられた。農山村地域や都市部など、それぞれの地域性に考慮しての取り組みが目についた。

名張市は急激に人口が増えただけに、時間の経過と共に空き家の数もどんどん増えており、早くから空き家対策を取り組む必要があったと思われた。

取組の中でのさまざまな課題について、今の条例等を最大限に活用し関係機関との連携をしっかりと対応されていることは、先進地ならではと思った。中でも行政代執行が実行されており、本当に大きな問題となっていると実感してきた。活用面では、地域を指定して、子育て世帯の定住しやすい環境づくりを市単独でも推進しており、まだ利用できる空き家への対応は大いに注目してきた。

本市でも空き家は増えることから、管理から活用へと横の連携を図りながら、民間の知恵を導入しての対応が求められる時だと思われる。農山村地域の農家住宅等の対応も必要になってくることから、今から地域ぐるみで考えることが必要であると考えます。